

入札監理小委員会における審議結果報告 「国有林の間伐等事業（林野庁）」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要及び目的

健全な森林の造成に向けた間伐等（複層林へ誘導する伐採（上層木を単木又は帯状等に伐採することにより複層林を造成する作業）を含む。以下同じ。）、壊れにくく耐久性のある路網と林業機械等を合理的に組み合わせた作業システムによる間伐材の搬出及び、複層林へ誘導する伐採後の植付等の実施。

○事業期間

令和 2 年 4 月以降から令和 4 年 3 月末

(2) 選定の経緯

競争性に課題があったことから、平成 22 年基本方針において選定。

2. 事業評価を踏まえた対応について

(1) 【課題】

① 確保されるべき質の確保

ア 工程管理

一部の地域（渡島署、岡山署）においては、計画目標の生産量を達成できなかった事から課題が残る。

イ 技術向上及び労働生産性

一部の地域（渡島署）においては、生産性の目標を下回っており、課題が残る。

② 競争性

一部の地域において、競争性が確保されていない（23 カ所中 11 カ所が一者応札）。

(2) 【対応】

① 質の確保

ア 工程管理

工程管理において、課題が残るとされたため、森林管理署が所有するドローン等を利用して、事業者とともに、進捗状況を確認する等の対応を行い、進捗管理を的確に実施する。なお、説明会等を通じ、事業者の応札意欲を刺激してまいりたい。

イ 技術の向上及び労働生産性

従前、「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成 24 年 2 月 28 日付林野庁長官通知）に則った、都道府県知事による林業経営体の情報を登録して

いる場合には、総合評価点として加点してきたところであるが、本登録制度を行っていない都道府県があったことから、公平性の観点より、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条により、認定事業主※である場合は、加点することとした。

※ 認定事業主：都道府県知事は、事業主が「労働環境の改善」、「雇用管理の改善及び森林施業の機械化」、「事業の合理化」を一体的に図るための基本計画を適当と認めた場合に認定。認定されることで、都道府県等から支援措置を受けられる。（例：国有林野事業における配慮：国有林野事業の入札参加において、契約の予定価格に応じ当該認定事業主が有する等級区分格付の直近上位及び直近下位の等級への参加を認める。）

② 競争性

○不要書類の提出の削減（P62）

過去に提出した資料の再度提出を求めないことにより、事業者への過度な負担感を減し、応札意欲を高め、競争性を促進できるよう改めた。

このほか、引き続き、早期に事業計画を立て、情報提供時期を早めることとする。

3. 実施要項（案）の審議結果について

小委員会における主な議論は以下のとおり。なお、今期で10期目の審議であることから、次回（本年6月頃）評価では、対象年度事業を含めて、過去事業を総括した報告書の提出を求め、審議を行うこととした。

【主な議論】

実施事業の評価と施策の評価を分けて考えるべきである。P3「事業の質の設定」の(5)で「経営の体質強化」とあるが、施策の評価としての「雇用の安定」というのは理解できるが、本事業の評価としては、なじまいのでないか。むしろ「技術の向上」や「林業機械稼働率の向上」といったものであれば、理解できる。再度、検討されたい。

●修正前

(5) 経営の体質強化

技術、技能、林業機械の稼働率を向上させる等の取組により、生産性を向上させるとともに、雇用の安定や新規雇用者の拡大等経営の体質強化の措置が講じられていること。

●修正後

(3) 事業を通じて、雇用の安定や新規雇用者の拡大等の経営の体質強化を見据えて、現場従事者（作業員）の技術・（技能）向上、林業機械の稼働率を向上させる

等の生産性を向上させる取組を行うこと。

4. パブリックコメントの対応について

令和2年1月27日から2月9日まで意見招請を行った結果、1名の方から4つの意見があったところだが、平仄に関する意見のみで、実質的に実施要項案を変更するような意見はなかった。